



# GYOSEISHOSHI HOKKAIDO



北海道遺産：北見市・小清水町「ワッカノ小清水原生花園」

## 行政書士北海道

2008年 7月 No.290

ホームページアドレス = <http://www.do-gyosei.or.jp>

メールアドレス = [gyosei@mrd.biglobe.ne.jp](mailto:gyosei@mrd.biglobe.ne.jp)

### 特集

第49回定時総会開催  
シリーズ成年後見最前線①

今月のピックアップ  
オホーツク圏観光連盟  
伊藤 正範 事務局長  
網走支庁地域振興部地域政策課地域政策係  
柏木 邦子 主任  
ピックアップ・網走支部  
横内 寿治 支部長

### ピックアップ・網走



# 北海道行政書士会 第49回定時総会次第

- 1.開会のことば
- 2.物故者への黙とう
- 3.会長あいさつ
- 4.来賓紹介
- 5.表彰
- 6.祝辞
- 7.議長・副議長の選出
- 8.議事録署名人の選出
- 9.議事
  - 第1号議案 平成19年度事業報告について
  - 第2号議案 平成19年度一般会計収支予算支出予算の予備費充当について
  - 第3号議案 平成19年度決算報告について
    1. 一般会計収支計算書
    2. 業務用品あつせん特別会計収支計算書
    3. 受託事業特別会計収支計算書
  - 監 査 報 告
  - 第4号議案 平成20年度事業計画について
  - 第5号議案 平成20年度収支予算について
    1. 一般会計収支予算書
    2. 業務用品あつせん特別会計収支予算書
    3. 受託事業特別会計収支予算書
  - 第6号議案 北海道行政書士会会則の改正について
10. 閉会のことば

## 目次

北海道行政書士会 第49回定時総会次第	2	平成20年度 総合法学講座開講	25
第49回 定時総会開催	3	札幌市白石区介護予防フェアに参加しました	26
各支部総会の報告	4～7	日本行政書士連合会 総会が開催されました	26
ピックアップ・網走		事務局の夏期休暇のお知らせ	26
今日のピックアップ	8～10	新入会員	27～29
支部ピックアップ	11	会議開催状況(5～6月)	30
シリーズ・成年後見最前線①	12～22	ご逝去	31
総務大臣表彰受賞	23～24	編集後記	31

# 第49回 定時総会開催

平成20年5月23日金曜日、午前10時よりホテルライフオーツ札幌において、北海道行政書士会第49回定時総会が開催されました。総会出席者は各支部からの代議員68名(内委任状1名)、役員33名の合計101名でした。

篠原副会長の開会宣言に続いて、石田副会長が平成19年度に逝去された22名の会員のご芳名を読み上げ、黙とうが捧げられました。加藤会長のあいさつ、来賓のご紹介のあと、業務歴または役員等の経歴により22名の会員の功績に対して北海道行政書士会会長表彰が行なわれ、受章者を代表して根室支部の平賀禎彦会員が謝辞を述べられました。北海道知事を初めご来賓の方々からもご祝辞を頂戴しました。

議案の審議にあたり、議長に旭川支部の川股代議員、副議長に根室支部の平賀代議員が選出され、引き続き平成19年度の事業・決算報告、平成20年度の事業・収支予算計画などに関して議事が進められました。本総会では、第6号議案として北海道行政書士会会則の改正についても審議が行なわれ、採決の結果、改正案が承認されました。定時総会は予定通り午後4時に終了しました。



# 各支部総会の報告

## <旭川支部>

平成20年5月10日(土) 15:00より旭川市5条通8丁目ホテルクレセント旭川2階コスモスにおいて旭川支部第49回定時総会が行われました。

総会員数 134名 出席者数 29名 委任状 53名

当日は佐藤 聡副支部長が司会を務め、越 政隆副支部長の開会宣言で開会后、この1年間にお亡くなりになった会員の皆様へ黙祷を捧げた後、榎又支部長の支部長挨拶に続き、ご来賓の北海道行政書士会副会長の石田鉄治郎様よりご祝辞を頂きました。その後議長に江口茂会員が選任され、議事進行に入りました。議事は皆様のご協力の下で滞りなく進行し、立山一三副支部長の閉会宣言にて無事閉会の運びとなりました。

総会終了後は17:00より2階カトレアの間に場所を移し、懇親会が小林政浩企画開発部長の司会で行われました。本年度は総会同様懇親会の出席者も約30名ほどといつもより少なめでしたが、終始和やかな雰囲気の中、参加者はそれぞれに近況を語り合っていました。



## <網走支部>

平成20年4月19日(土)午後2時30分より、遠軽地区の担当により、遠軽町丸瀬布上武利・マウレ山荘において、平成20年度第47回北海道行政書士会網走支部定時総会が開催されました。会場は丸瀬布市街から南へ約10kmほど入った山あいにある40年以上の歴史を持つ温泉ホテルで、シーズン前の落ち着いた雰囲気の中で、総会が始まりました。網走支部では、4地区に分かれており、それぞれの地区の会員数に応じて代議員を選出する、北海道会の方式を採用しており、今年度の構成員21名中20名が出席されました。

総会は、横内支部長の挨拶で始まり、酒井正北海道会副会長及び深貝亨日政連北海道支部長を来賓に迎え、挨拶を賜りました。本田勝樹遠軽地区会員を議長として、議事を進行しました。

今年度の総会の議案は、第1号議案「平成19年度事業報告について」、第2号議案「平成19年度決算報告について」・「監査報告」、第3号議案「平成20年度事業計画(案)について」、第4号議案「平成20年度収支予算(案)について」、第5号議案「その他」でした。総会はいずれも本案通り承認可決しました。

総会終了後は、懇親会が開催され、会員の自己紹介や近況紹介を行い、来賓を囲んでの意見交換が深夜まで続きました。



## <釧路支部>

開催日 平成20年5月17日 土曜日

16時30分より18時15分

開催場所 釧路市交流プラザさいわい205号室

出席状況 会員48名中 本人出席16名 委任状出席18名  
合計34名

来賓 釧路市長 伊東良孝本人 本会篠原健吾副会長 2名

議案 平成19年度事業報告  
平成19年度収支決算報告  
平成20年度事業計画案  
平成20年度収支予算案  
原案どおり承認可決された



特に、平成20年度事業計画案として、釧路支部ホームページ開設案が承認された。

#### <小樽支部>

1. 開催年月日及び時刻 平成20年5月10日(土)午後2時30分から
2. 開催場所 小樽市色内1丁目4番16号 ホテルノルド小樽2階会議室
3. 総会構成員数 会員数63名
4. 出席者数 出席者21名、委任状提出者31名
5. 主要議題及び表決結果

第1号議案 平成19年度事業報告 原案どおり承認可決

第2号議案 平成19年度収支決算 原案どおり承認可決

監査報告

第3号議案 平成20年度事業計画(案) 原案どおり承認可決

第4号議案 平成20年度収支予算(案) 原案どおり承認可決

第5号議案(1) 役員の補充選任の件 別紙のとおり承認可決

(2) 本会代議員の選出の件 別紙のとおり承認可決

(3) 支部規則改正に伴う検討委員会設置の件 原案どおり承認可決

(4) 研修会資料代負担の件 原案どおり承認可決

支部役員補充選出について

平成20年5月10日(土)に開催されました支部総会において、役員の改選がありましたので、次のとおり報告します。

#### 記

1. 選出理事 齋藤 晃司(副支部長・再任)
2. 選出監事 齋藤 知之(新任)
3. 退任理事 齋藤 明(副支部長・辞任)
4. 退任監事 齋藤 晃司(辞任)
5. 代議員 中嶋秀夫、秦健一郎、尾上清尊、佐々木健次(4名)



#### <札幌支部>

平成20年5月9日(金)午後2時より、ホテルライフオート札幌に於きまして、平成20年度札幌支部定時総会が開催されました。

当日はご来賓として、北海道市議会議長会長の畑瀬幸二氏、北海道運輸局札幌運輸支局の小林悟氏、札幌入国管理局の尾埜善久氏、札幌支部相談役の小野廣氏、北海道行政書士会名誉会長の深貝亨氏、北海道行政書士会会長の加藤隆夫氏をお迎えして、それぞれにご祝辞を頂戴致しました。

総会は、札幌支部総会員数704名(4/1現在)のうち、出席者76名、委任状298名、計374名の出席があり、支部規則に定める定足数を超え、適法に総会が成立したことの宣言及び議長選出の後、執行部の提出した議案の審議に入りました。

議案につきましては、会員から事前に提出されていた質問・要望書に基づき質疑応答がなされ、その結果、すべての議案が可決承認されました。

その後は別室にて懇親会が開催され、会員相互の親睦を深めました。



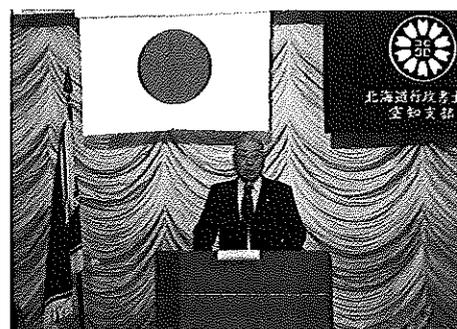
#### <空知支部>

5月17日午後2時より滝川市花月町のホテル三浦華園において空知支部の第49回支部総会が開催されました。来賓として北海道行政書士会より加藤会長が臨席されました。

佐藤支部長より、夕張市への支援を含めた19年度事業に対しての謝意が述べられ、新年度事業への会員の協力・支援を求める挨拶の後、加藤会長より北海道行政書士会の動き、日行連の動向などが話され、最後に「行政書士会を取り巻く環境は極めて厳しいものがあるが、今後とも会員のご協力を切に願います。」と祝辞を頂き、議事に入りました。

黒澤会員を議長に選任し出席会員23名委任状61名で会議の成立が宣言され、予定した所定の議題も満場一致の下成立し、無事終了いたしました。

終了後は別室に移り懇親会が開催され、和気あいあいの雰囲気の中、名刺の交換風景が見られる等、終始和やかな中に総会の全日程を終了いたしました。



### <十勝支部>

平成20年5月8日(木)午後5時より、東急インにおいて、支部会員103名中84名(うち委任状63名)が出席し、十勝支部総会が開催されました。

支部長挨拶、来賓の北海道行政書士会加藤会長より祝辞をいただき、新入会員紹介の後、議事に入り、平成19年度の事業・決算報告、及び20年度の事業計画・収支予算などが審議され、すべての議事が承認可決されました。

今年度より予算項目が見直され、節約しながらも充実した事業が行えるよう、各部へ予算配分の均衡をはかりつつ、事業ごと予算額を明確化するなどの工夫がなされました。

総会後は、懇親会にて会員の親睦を深めました。



### <苫小牧支部>

5月14日午後5時30分より苫小牧市グランドホテルニュー王子にて開催。会員総数40名。出席者33名(うち委任状13名)来賓として、室蘭支部より三浦清理事、日高支部より、菊地淳史支部長にご出席いただきました。総会の議事では19年度の事業報告・決算報告を行い、次に20年度の事業計画・予算案に移り、業務研修会の拡充・会員へのきめの細かい情報発信としての「支部便り」の発行など、より良い業務環境を作っていくための取り組み案が提案され承認されました。最後に支部長山口美津男から苫小牧支部は業務研修を中心に活動していくことが確認され無事議事を終了し引き続き来賓を交え懇親会を行い楽しい雰囲気の中、無事総会が終了しました。



### <根室支部>

当支部の平成20年度の支部定時総会は、去る5月16日(金)午後5時から中標津町の「マルエー温泉本館」の2階会議室にて、支部総員12名中11名の出席(出席率91.6% (委任状2名を含む。))により、また本会からは、副会長 篠原賢吾 氏を来賓に迎え肅々と行われました。

開会に先立ち、昨年10月に志半ばにして逝去されました前支部長(故)川畑二郎氏へ黙祷を捧げ、出席会員一同「故人への感謝の念」をお伝えし、開会宣言から議事となり、事業報告・決算承認、事業計画・予算可決、空席の副支部長に岡部会員を選任し閉会致しました。

その後の総会懇親会においては、会員が所在する各市町村の景気動向から、兼業各士業界の話題、本会及び連合会の動向等、ありとあらゆる様々な話題が出され、外部には大きな声では言えませんが、会員は毎回この懇親会を楽しみに出席されているようです。

### <室蘭支部>

平成20年5月16日、ホテルサンルート室蘭において、本会の酒井副会長、苫小牧支部の山口美津男支部長、日高支部の菊地淳史支部長、司法書士会、土地家屋調査士会からの合計5名のご来賓をお招きし、総会構成員数48名のうち34名の出席(委任出席含む)により室蘭支部総会が開催されました。

議長選出の後、執行部提出の各議案について質疑応答がなされ、すべて承認可決されました。

総会後は、5名のご来賓と一緒に支部会員一同親睦を深めました。

今期も平成20年度の事業計画を遂行できるよう、支部長中心に会員一同力を合わせて取り組んで参りたいと考えます。



### <函館支部>

5月10日午後3時からロワジールホテル函館にて開催。

総会構成員数 119名 出席者数 30名(委任状制度無し)

佐藤支部長の挨拶の中では、特に法令遵守の重要性が強調されました。

来賓の加藤本会会長の挨拶で、法改正・日行連の動き・北海道会の動きなどかなり詳しい話をしていただきました。

会員から建設的な質疑がされた後、議案すべてが可決承認されました。

総会終了後の懇親会は、各士業の代表も来賓として出席され、和気藟々とした雰囲気で行われ、最後に全員が輪になって「五士業賛歌」の大合唱で終了しました。



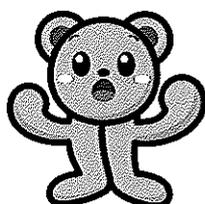
### <日高支部>

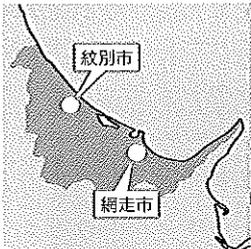
平成20年5月10日午前11時より新ひだか町静内「以津美食堂」にて、本会よりのご来賓本会副会長篠原健吾様、近隣支部より室蘭支部理事大谷賢一先生、苫小牧支部副支部長清野甲次先生をお招きし開催しました。

総会構成員数19名、出席者数18名(内委任状5名)／出席率95%と例年どおりの高出席率であります。

当支部は、海岸線に長く広いため、会員が当日のうちに帰宅出来るようにと、午前開催が、恒例となっています。

総会の議事も、提案された議案がすべて原案どおりに可決承認されました。





# ピックアップ・網走

Pick up

## 今月のピックアップ

地球温暖化が深刻な問題となっている中、北海道にとって観光や産業の貴重な資源である「流氷」も海水温上昇の影響から確実に減少しているという事実があります。

今回は、流氷を守り地球を守ることを目的とした「オホーツク流氷トラスト運動」に取り組まれている、オホーツク圏観光連盟事務局長の伊藤正範氏と、網走支庁の地域政策課地域政策係主任の柏木邦子氏にお話をお聞きしてきました。



オホーツク圏観光連盟 伊藤正範事務局長と  
網走支庁地域振興部地域政策課地域政策係 柏木邦子主任

**編集委員：**この運動はどのようなきっかけで始められたのですか。

**伊藤局長：**3年位前から地球温暖化の問題が危惧すべき状況にあるということで、道東の4つの観光連盟で「アイドリングストップ」や「ゴミのポイ捨て禁止」などを呼びかけたウチワを作り、環境問題の啓発を行っていました。同時に、オホーツク圏観光連盟のホームページでも流氷の減少について取り上げてはいましたが、2005年当時は私自身まだ半信半疑の状況でした。

実際、子供の頃から見ている流氷が徐々に減少してきていることは地域住民も気づいてはいたのですが、「今年だけなのかな」「今年は駄目でも来年は大丈夫だろう」というような安易な思い込みもありました。しかし、2005年から毎年同じ場所で流氷を写真撮影して見比べてみると、現実的に減少してきていることは明らかでした。また、アル・ゴアさんの映画「不都合な真実」などでも世界的な問題として地球温暖化が取り上げられ、これは間違いないと確信をもったのです。

**編集委員：**漠然とした不安が、はっきりとした危機

感へ変わったのですね。

**伊藤局長：**オホーツク海から流氷がなくなったら観光などの産業に大きな影響をおよぼすことになり、地元経済にとって深刻な問題です。観光連盟としても、ゴミの問題や温暖化防止に取り組んでいた中、網走支庁さんと環境に対する思いや目的も一致したので、共に取り組むこととなりました。

**柏木主任：**一般の方が「網走」や「オホーツク地域」からイメージされるものは「監獄」や「流氷」「カニ」がほとんどですが、実は森林面積が全道で一番であるとか、様々な農産物や海産物に恵まれているなど、オホーツクの良さはまだまだたくさんあります。この地域資源のすばらしさを自分たちも見直し、もっと全国に発信していこうと取り組んでいるのが「オホーツク・エリア・アイデンティティー（オホーツクAI）推進事業」です。「オホーツク流氷トラスト運動」はその一環で、オホーツク地域の大切な資源の一つである流氷を守るという目的で、モデルプロジェクトとして始めることとなりました。観光連盟さんと協力させていただきながら進めています。



流氷

**編集委員：**学術的にも流氷が減少しているという資料などがあるのでしょうか。

**柏木主任：**紋別市に道立オホーツク流氷科学センターという流氷の研究機関があります。流氷科学センターが、気象庁網走地方気象台の観測データをもとに作成したグラフによると、年平均気温は右肩上がり、それと反比例する形で流氷の表面積は年々下降しているというデータが示されています。

**編集委員：**具体的にどのような取り組みをされているのでしょうか。

**柏木主任：**今現在、管内の52の宿泊施設がこの運動に参加して、冷暖房の控えめな設定をメインに取り組んでいます。平成19年の2月と8月に、数カ所のホテル・旅館にご協力をいただいて、室温に関するアンケート調査を行った結果、冬場の暖房に関して4割くらいのお客さんが「暑い」と回答され、夏場についても2割くらいのお客さんから「冷房が効き過ぎている」という回答が寄せられました。なお、夏冬の冷暖房を若干弱くしても問題ないかという質問には、8～9割のお客さんが「全く問題ない」と回答されていました。そういった調査も踏まえて、昨年の12月から管内のホテル等に参加を呼びかけ、室温設定の取り組みをしていただくことになりました。

12月から取り掛かったということもあり、まずは冬場の室温を2度程度下げてもらうということにし、この4月に、去年の12月から今年の3月までの

暖房の燃料費を報告してもらいました。その結果、調査に協力してもらった29の施設で前年比5.5%減という効果が表れました。そして、実際にこの削減分の燃料が二酸化炭素として排出され温室効果をおよぼした場合、どれだけの流氷が溶解していたかという試算をオホーツク流氷科学センターにいただきましたところ、一辺が9.4メートルの立方体(847立方メートル)の流氷が消失したというデータが示されました。つまり、その分の流氷がこの取り組みにより守られたことになります。

**編集委員：**短期間で目に見えて成果が表れると、皆さんの意識もどんどん高まりますね。

**伊藤局長：**本来、観光を推し進める立場では、冬の北海道で室温を2度下げるといのはとても勇気のいることです。「寒いところへわざわざ行かなくても」と観光客の足が遠のくおそれもあります。また、観光は人を動かすことになりますから、交通手段や宿泊などにより燃料を使用し、二酸化炭素の排出も増えるわけです。本当に二酸化炭素の排出を削減しようとするれば、観光はやらないほうがいいのです。しかし、そうではなく、このすばらしい地域資源を多くの人に観て感じてもらい、観光によって排出された二酸化炭素は別の方法で削減するよう心がける。そして、個々が地球温暖化について真剣に向き合い、それぞれが身近な生活の中でどういう取り組みができるか考えてもらうきっかけになればと思っています。



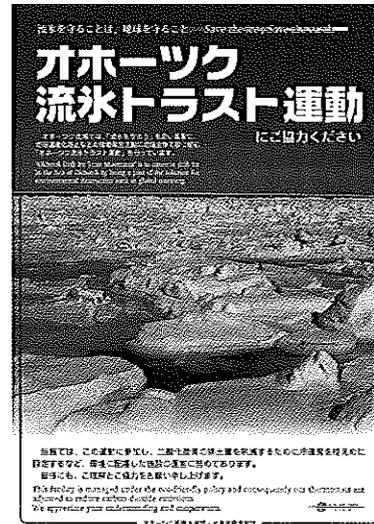
ウチワと缶バッジ

**柏木主任：**取り組みに参加している宿泊施設では、客室に「オホーツク流氷トラスト運動」のチラシを置いて、「当ホテルはこの取り組みに参加していますのでご理解・ご協力をお願いします」というご案内をしています。洞爺湖サミットの影響もあると思いますが、一般の方たちの環境に対する関心が高まっているようです。

**編集委員：**今後の展開としてはどのようにお考えですか。

**柏木主任：**冬場の暖房だけの取り組みではなく、これからは「夏も冷房を控えましょう」という呼びかけを考えています。アンケート調査でも、「夏はウチワがあればいい」といったご意見が寄せられていましたので、オホーツクの流氷をイメージしたウチワを作って、ホテルの客室に置いたり、観光キャンペーンなどで配る予定です。今後も、オホーツク地域の魅力をアピールするとともに、地球温暖化防止の呼びかけに努めていく予定です。

**伊藤局長：**何故このオホーツクから発信することに意味があるかという点、流氷という目に見えてあるものが、明らかに減少しているという事実がわかりやすいからなのです。流氷の減少は地球温暖化のシグナルということで、世界的にもたくさんの学者の研究対象になっています。世界遺産の知床を擁する



パンフレット

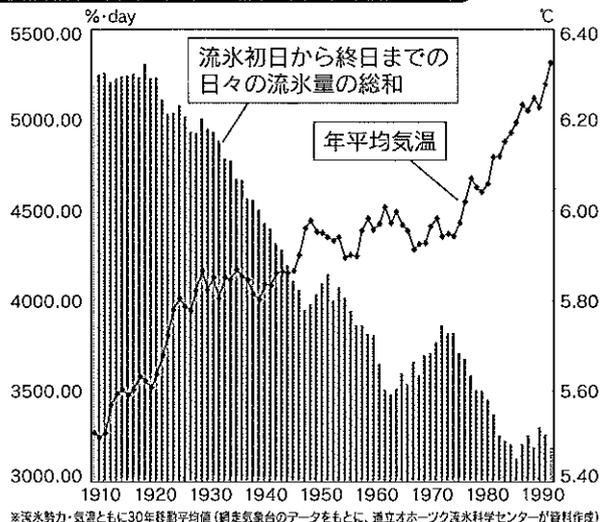
オホーツクから「流氷を守る」というメッセージを発信し、全道へ、日本全国へ、世界へ広げて、地球を守ることに繋げていきたいという思いがあります。

オホーツク海は流氷の南限であって、北緯43~44度というオホーツク圏の位置を考慮したとき、「地球上の奇跡」と言われています。しかし、今これだけの情報社会であっても、北海道のオホーツクの流氷というのはそれほど知られていないのが現状です。世界的にも温暖化の影響がさまざまな形で自然を破壊しているという報告が聞かれています。流氷が消えてなくなることがどういうことか、地球規模で考えてもらいたいです。

**編集委員：**話をお聞きして、官民が同じ目的の下、連携してオホーツク地域のため環境のために活動されている様子や切実な思いがひしひしと伝わってまいりました。大変ありがとうございました。

紋別港から出航する流氷砕氷船ガリンコ号IIは北海道遺産に指定されています。オホーツク海を埋め尽くす流氷の絶景を次の世代に残せるよう、私たちもまずはこの夏、冷房の温度設定を2度上げてみてはいかがでしょうか。

流氷勢力と気温の関係～地球温暖化の指標～



## 支部ピックアップ：網走支部



網走支部・横内支部長

支部ピックアップの第5回は網走支部です。横内寿治支部長にお話をお聞きしました。

\* \* \*

**編集委員：**網走支部の概要についてお聞きかせください。

**横内支部長：**網走支部は地域が広く、北は雄武町、南は斜里町と南北に長く、端から端までの距離は200キロ以上になり、時間にして車で4～5時間になります。そのため会員全員が集まるということが難しいので、代議員制をとっています。この代議員制をとっているのは、北海道会では網走支部だけです。北見、紋別、遠軽、網走と4つの地区に分けて、各地区5名に1人代議員を選出しており、現在代議員の総数は21名です。会員は全体では94名で、司法書士、社会保険労務士、税理士等と兼務している会員が比較的多いようです。

**編集委員：**研修等はどのように取り組まれていますか。

**横内支部長：**研修は年3回の計画で実施しています。主に、多くの会員が業務で取り組んでいる建設業関係、成年後見制度、そして会社設立などのタイムリーな内容です。成年後見制度に関しては全国的な流れでもあると思いますが、公証人さんとタイアップしながらやっています。公証人会でも積極的に研修会を開催していく方針のようであり、こちらも新分野に取り組みたいという要望があつて、双方目的が合致しての開催となっています。

また、今年3月に実施した建設業の「改正経営事項審査」に関する研修会は、新聞広告などを通して一般にも積極的に周知を図った結果、会員だけでなく多数の関連業者の参加も得られ、行政書士業務をアピールする意味でも大いに意義があつたと思います。

**編集委員：**今後の支部運営についてお聞かせください。

**横内支部長：**未だにあちこちで「行政書士さんて何してるんですか」と聞かれることがよくありますので、行政書士という職種をもっと地域住民に認知してもらうために、PR活動をどんどんやっていきたいと考えています。新聞やフリーペーパー、ホームページなどいろいろな手段をもって定期的にアピールしていくことや、我々が地元のさまざまな行事や活動などに一緒に取り組んでいくことで、より地域に根ざした存在となり、地域と密着した業務の開拓へと繋げていきたいと思っています。

また新入会員もいますので、積極的に会員間の交流や情報交換の場をもち、共に行政書士として発展していけるよう努めていきたいと考えています。





## シリーズ・成年後見最前線①

今回から、「後見最前線」と題し、後見制度に関する記事をシリーズで掲載致します。  
初回は、後見制度の概要と、任意後見について説明致します。

### (1)「後見」という制度について

成年後見制度は、平成12年4月1日からスタートしました。これは、判断能力の不十分な人(認知症を発症した高齢者、知的障害者、精神障害者等)が安心して生活できるように、その人たちの生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するための制度として、介護保険制度とともに導入されたものです。

成年後見という言葉は、未成年後見(未成年者の両親が死亡した場合、その親権者に代わって選任される後見人)に対する言葉で、判断能力の不十分な成年者について、後見人等を選任して、その人を保護する制度です。

成年後見制度は、裁判所の手続により後見人等が選任される「法定後見制度」と、当事者間の契約によって後見人を選ぶ「任意後見制度」に大きく分かれます。

一般的に、「法定後見」は、判断能力が既に失われたか又は不十分な状態になり、自ら後見人等を選ぶことが困難になった場合に利用される制度であるのに対して、「任意後見」は、まだ判断能力が正常である人、又は衰えたとしてもその程度が軽く、自ら後見人を選ぶ能力を持っている人が利用する制度といえます。

任意後見制度の特徴は「自己決定権の尊重」であるとともに、委任者本人、代理人及び取引の相手方、いずれに対しても制度に対する信頼性が確保される機能にあります。具体的な内容については後述します。

医療や介護サービスを受ける際に、たとえ金銭を持っていても、認知症等で判断力が低下している場合には、自分で自分に関する契約等の手続ができないという事態が起き得るのです。そのような事態を防ぐため、自分の判断能力が低下した場合に備えて、予め、自分がそのような状態になったときに、自分に代わって、財産を管理してもらったり、必要な契約締結等を代理でもらうこと等を、第三者たる「任意後見人」に委任しておくわけです。このように、自分が元気なうちに、自分が信頼できる人を見つけて、その人との間で、もし自分の判断能力が衰えてきた場合には、自分に代わって、自分の財産を管理したり、必要な契約締結等をする旨を委託し、これを引き受けてもらう契約が、「任意後見契約」です。

なお、任意後見契約は、平成12年4月1日にスタートして以来、毎年増え続けており、おおむね前年の20ないし30パーセント増しの割合で増加してきています。

また、任意後見制度の利用形態には、次のようなものがあります。

- ・本来型(任意後見契約単独利用将来型)・・・本人が健常時に任意後見契約を締結し、判断能力が低下し任意後見開始の申立てにより、任意後見監督人が選任され、任意後見契約が発効する基本的形態

- ・即効型(任意後見契約単独利用即効型)・・・判断能力の相当低下した者が、任意後見契約を締結と同時に又は直近に、任意後見監督人を選任し、契約を直ちに発効させる形態
- ・移行型(委任契約・任意後見契約併用移行型)・・・任意後見契約と同時に民法上の委任契約・代理権付与契約による財産管理等に関する契約を締結し、任意後見受任者にそれらの事務を委託する。その後本人の判断能力が低下し、任意後見開始の申立てにより、任意後見監督人が選任され、民法上の財産管理等の契約委任契約から任意後見契約の発効へと移行させる形態

## (2)任意後見契約を結ぶには

任意後見契約を締結するには、任意後見契約に関する法律により、公正証書でしなければならないことになっています。

任意後見人の役割は、まず本人の「財産管理」です。自宅等の不動産や預貯金等の管理、年金の管理、税金や公共料金の支払い等々です。

もう一つの役割が、「身上監護」です。要介護認定の申請等に関する諸手続、介護サービス提供機関との介護サービス提供契約の締結、介護費用の支払い、医療契約の締結、入院の手続、入院費用の支払い、生活費を届けたり送金したりする行為、老人ホームへ入居する場合の体験入居の手配や入居契約を締結する行為等々です。

以上のように、任意後見人の仕事は、本人の財産管理とともに、介護や生活面のバックアップをすることです。なお、委任事務は法律行為を対象としており、介護労働のような事実行為は含まれません。

そうした任意後見人の基本的な役割に関し、任意後見契約では、法律の趣旨に反しない限り、当事者双方の合意により、自由にその内容を定めることができます。

なお、本人の判断能力が衰えてからでも、任意後見契約を締結できるかという問題が生じます。この点、その衰えの程度が軽く、まだ契約締結の能力があると判断されれば、任意後見契約を締結することができます。その際、本人に、契約締結の能力があるかどうかは、医師の診断書、関係者の供述等を参考にして、公証人が慎重に判断して決めます。

もっとも、既に認知症の症状が出てきた場合には、むしろ、法定後見の制度を利用すべきといえます。家庭裁判所に、法定後見の申立てをして、鑑定及び調査の結果認められた判断能力の不十分さの程度に応じて、後見、保佐、補助等の開始の審判を受け、それに対応して家庭裁判所で選任された後見人、保佐人、補助人がその事務を処理することになります。

## (3)任意後見人の仕事開始時について

任意後見契約は、本人の判断能力が衰えた場合に備えて、予め結ばれるものであるため、任意後見人の仕事は、本人が判断能力の衰えた状態になってから、始まることになります。

具体的には、任意後見人になることを引き受けた人(任意後見受任者)や親族等が、本人の同意を得て、家庭裁判所に対し、本人の判断能力が衰え、任意後見事務を開始する必要が生じたので、「任

任意後見監督人」を選任して欲しい旨の申立てをします。そして、家庭裁判所が、任意後見人を監督すべき「任意後見監督人」を選任することで、そのときから、任意後見受任者は、「任意後見人」として、当初の契約に定められた仕事を開始することになります。

もともと、任意後見人は、自らが選んだ人であるため、信頼関係が前提となります。とはいえ、本人の利益を害することがないように、チェックする必要があります。そこで、家庭裁判所によって選任された任意後見監督人が、任意後見人の仕事について、それが適正になされているか否かをチェックします。また、任意後見監督人からの報告を通じて、家庭裁判所も、任意後見人の仕事を間接的にチェックする仕組みになっています。さらに、任意後見人に、著しい不行跡、その他任務に適しない事由が認められたときは、家庭裁判所は、本人、親族、任意後見監督人の請求により、任意後見人を解任することができることになっています。

任意後見監督人選任の手続は、本人の住所地を管轄する家庭裁判所(支部を含む)に対して通常は書面にて審判の申立てを行います。「申立ての実情」欄には、申立てが必要になった事情、本人の生活状況を具体的かつ簡潔に記載するとともに、任意後見監督人の候補がいる場合にはその旨を記載し、「任意後見契約」、「任意後見受任者」の欄は登記事項証明書の記載に従って記入します。申立てができるのは、本人のほか、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者で、検察官や市町村長には申立権がありません。なお、本人以外の申立てにより任意後見監督人を選任する場合には本人の同意が必要となりますが、本人の判断能力の低下が著しいために意思を表示することができないときは本人の同意は不要となります。

(添付書類)

- イ. 申立人の戸籍謄本
- ロ. 任意後見契約公正証書の写し・任意後見契約の登記事項証明書
- ハ. 本人の戸籍謄本・戸籍附票・法定後見の登記事項証明書(又は登記されていないことの証明書)・診断書(成年後見用診断書)
- ニ. 任意後見監督人の候補者(候補がある場合)の戸籍謄本・住民票・身分証明書・登記事項証明書(又は登記されていないことの証明書)

(申立ての際の費用)

- イ. 申立手数料・・・1件600円(収入印紙)
- ロ. 郵便切手・・・実費
- ハ. 登記手数料・・・2,000円(登記印紙)

#### (4)任意後見契約の登記について

任意後見契約は、公証人の囑託により登記されることとなります。従って、任意後見人は、任意後見人の氏名や代理権の範囲を記載した「登記事項証明書」の交付を受けて、自己の代理権を証明することができますし、取引の相手方も、任意後見人から、その「登記事項証明書」を確認することにより、安心して本人との取引を行うことができます。

登記される事項は、下記のとおりです。

1. 任意後見監督人の選任前・・・本人、任意後見受任者、代理権の範囲

## 2. 任意後見監督人の選任後・・・本人、任意後見人、任意後見監督人、代理権の範囲

### (5) 任意後見契約における必要手続

まず、本人についての印鑑登録証明書、戸籍謄本、住民票と、任意後見受任者についての印鑑登録証明書、住民票が必要です。任意後見契約公正証書を作成する費用は、以下のとおりです。

1. 公証役場の手数料 11,000円
2. 法務局に納める印紙代 4,000円
3. 法務局への登記嘱託料 1,400円
4. 書留郵便料 約540円
5. 用紙代 1枚250円×枚数

※委任契約が有償のときは、1の額が増額される場合があります。

なお、公証役場に出向くことができない場合、公証人が、自宅や病院に出張して公正証書を作成することができます。この場合には、上記1の手数料が50%加算される(1万6500円になります。)ほか、日当と現場までの交通費が加算されます。

### (6) 任意後見事務の処理に必要な費用および報酬について

費用は、任意後見人が管理する本人の財産から出すことになります。契約で任意後見人の報酬の定めをした場合には、費用のほかに、報酬も本人の財産の中から支出されることになります。そして、これらの処理が適正になされているか否かは、任意後見監督人が監督します。

任意後見人に報酬を支払うか否かは、本人と任意後見人になることを引き受けた者との話し合いで決めることになります。また、任意後見監督人には、必ず報酬を支払う必要があります。その報酬額は、家庭裁判所が事案に応じて決定しますが、本人の財産の額、当該監督事務の内容、任意後見人の報酬額その他の諸事情を総合して、額が決定されています。決定された報酬は、任意後見人が管理する本人の財産から支出されます。

### (7) 任意後見契約の解除について

任意後見契約を解除することはできますが、下記のとおり、解除する時期により、その要件が異なります。

#### 1. 任意後見監督人が選任される前

公証人の認証を受けた書面によっていつでも解除できます。合意解除の場合には、合意解除書に認証を受ければすぐに解除の効力が発生し、当事者の一方からの解除の場合は、解除の意思表示のなされた書面に認証を受け、これを相手方に送付してその旨を通告することが必要です。

#### 2. 任意後見監督人が選任された後

任意後見監督人が選任された後は、正当な理由があるときに限り、かつ、家庭裁判所の許可を

受けて、解除することができます。

なお、前記のとおり、任意後見人について任務に適しない事由が認められるときは、家庭裁判所は、本人、親族、任意後見監督人の請求により、任意後見人を解任することができることになっています。このように任意後見人が解任されると、任意後見契約は自動的に終了します。任意後見制度は委任者が自ら後見人を選ぶ制度のため、家庭裁判所が後任者を選任する仕組みになっていないので、任意後見契約は終了せざるを得ません。

さらに、任意後見契約は委任契約の一種であるため、民法が定める委任の終了原因の発生によっても契約は終了します。その終了原因は以下のとおりです。

- イ. 委任者の死亡・破産
- ロ. 受任者の死亡・破産
- ハ. 受任者が後見開始の審判を受けたとき

また、任意後見人は、後見契約終了後も、その付与された代理権の範囲で、第三者と契約を結ぶ場合がある。その代理権の消滅を知らずに契約等を行った場合には、第三者が思わぬ損害を被る恐れが生じます。従って、善意の第三者への対抗要件として、任意後見の終了は登記をしなければならぬこととされています。

[将来型任意後見契約・代理権目録の文例]

## 任 意 後 見 契 約 書

委任者・被後見人(甲)

本 籍  
住 所  
氏 名  
生年月日

受任者・後見人(乙)

住 所  
氏 名  
生年月日

### 第1条(契約の趣旨)

甲は乙に対し、平成20年7月25日、任意後見契約に関する法律に基づき、同法4条第1項所定の要件に該当する状況における甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務(以下「後見事務」という。)を委任し、乙はこれを受任する。

### 第2条(契約の発効)

1. 前項の契約(以下「本契約」という)は任意後見監督人が選任されたときからその効力を生ずる。
2. 本契約締結後、甲が任意後見契約に関する法律第4条第1項所定の要件に該当する状況にな

り、乙が本契約による後見事務を行うことを相当と認めるときは、乙は家庭裁判所に対し任意後見監督人の選任を請求する。

3. 本契約効力発生後における甲と乙との間の法律関係については、任意後見契約に関する法律及び本契約に定めるもののほか、民法の規定に従う。

#### 第3条(委理事務の範囲)

甲は乙に対し、別紙「任意後見代理権目録」記載の後見事務(以下「本件後見事務」という。)を委任し、その事務のための代理権を付与する。

#### 第4条(身上配慮の責務)

乙は、本件後見事務を処理するに当たっては、甲の意思を尊重し、かつ、甲の身上に配慮するものとし、その事務の処理のため、適宜甲と面接し、ヘルパーその他日常生活援助者から甲の生活状況につき報告を求め、主治医その他医療関係者から甲の心身の状態につき説明を受けることなどにより、甲の生活状況及び健康状態の把握に努めるものとする。

#### 第5条(証書等の保管等)

1. 乙は、甲から本件後見事務処理のために次の証書等の引渡しを受けたときは、甲に対し、その明細及び保管方法を記載した預り証を交付する。  
登記済権利証、実印・銀行印、印鑑登録カード、預貯金通帳、年金関係書類、各種キャッシュカード、有価証券、建物賃貸借契約書等の重要な契約書類
2. 乙は、本契約の効力発生後、甲以外の者が前項記載の証書等を所持しているときは、その者からこれらの証書等の引渡しを受けて、自らこれを保管することができる。

#### 第6条(費用の負担)

乙が本件後見事務を処理するために必要な費用は甲の負担とし、乙はその管理する甲の財産からこれを支出することができる。

#### 第7条(報酬)

1. 甲は、本契約の効力発生後、乙に対し、本件後見事務処理に関する報酬として、毎月末日限り金7万円を支払うものとし、乙はその管理する甲の財産からその支出を受けることができる。
2. 前項の報酬額が、次の事由により不相当となった場合には、甲及び乙は任意後見監督人と協議のうえこれを変更することができる。
  - ア. 甲の生活状況又は健康状態の変化
  - イ. 経済情勢の変動
  - ウ. その他現行報酬額を不相当とする特段の事情の発生

#### 第8条(報告)

1. 乙は任意後見監督人に対し、3か月ごとに、本件後見事務に関する次の事項について書面で報告する。
  - ア. 乙の管理する甲の財産の管理状況
  - イ. 甲の身上監護につき行った措置

- ウ. 費用の支出及び使用状況
  - エ. 報酬の收受
2. 乙は任意後見監督人の請求があるときは、いつでも速やかにその求められた事項につき報告する。

第9条(契約の解除)

1. 任意後見監督人が選任される前においては、甲または乙は、いつでも公証人の認証を受けた書面により、本契約を解除することができる。
2. 任意後見監督人が選任された後においては、甲又は乙は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て本契約を解除することができる。

第10条(契約の終了)

本契約は次の場合に終了する。

- ア. 甲又は乙が死亡し又は破産したとき
- イ. 乙が後見開始の審判を受けたとき
- ウ. 甲が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき

代 理 権 目 録

1. 不動産、動産等すべての財産の保存、管理、変更及び処分に関する事項
2. 金融機関、証券会社とのすべての取引に関する事項
3. 保険契約(類似の共済契約等を含む。)に関する事項
4. 定期的な収入の受領、定期的な支出を要する費用の支払に関する事項
5. 生活費の送金、生活に必要な財産の取得、物品の購入その他の日常生活関連取引に関する事項
6. 医療契約、入院契約、介護契約その他の福祉サービス利用契約、福祉関係施設入所契約に関する事項
7. 登記済権利証、印鑑、印鑑登録カード、各種カード、預貯金通帳、株券等有価証券、その預り証、重要な契約書類その他重要書類の保管及び各事項処理に必要な範囲内の使用に関する事項
8. 登記及び供託の申請、税務申告、各種証明書の請求に関する事項
9. 以上の各事項に関する行政機関等への申請、行政不服申立て、紛争の処理(弁護士に対する民法55条2項の特別授權事項の授權を含む訴訟行為の委任、公正証書の作成嘱託を含む。)に関する事項
10. 復代理人の選任、事務代行者の指定に関する事項
11. 以上の各事項に関連する一切の事項

## [任意後見契約及び死後の委任契約公正証書文例]

本職は当事者双方の囑託によりその陳述の趣旨を録取してこの証書を作成する。

## 第一章 任意後見契約

## 第1条(契約の趣旨)

委任者〇〇〇〇(以下「甲」という。)は、平成20年7月25日、受任者〇〇〇〇(以下「乙」という。)に対し、任意後見契約に関する法律に基づき、精神上の障害により事理を弁識する能力の不十分な状況における甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務(以下「後見事務」という。)を委任し、乙は受任する。

## 第2条(契約の発効)

1. 前条の契約(以下「本契約」という。)は、任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる。
2. 本契約締結後、甲が任意後見契約に関する法律第4条第1項所定の要件に該当する状況になり、乙が本契約による後見事務を行うことを相当と認めるときは、乙は、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の請求をする。
3. 本契約の効力発生後における甲乙の法律関係は、任意後見契約に関する法律及び本契約に定めるもののほか、民法の規定に従う。

## 第3条(委任事務の範囲)

甲は、乙に対し、別紙代理権目録記載の後見事務(以下「本件後見事務」という。)を委任し、その事務処理のための代理権を付与する。

## 第4条(重要な財産等の処分)

甲が所有する不動産(不動産の持分を含む)及び重要な動産を第三者に売却して換金し、担保に差し入れて金銭を借り入れる等の処分行為は、甲の生活費、療養看護費又は介護費用を支弁するため、他に方法がないと認められる場合で、かつ、後見監督人の同意を得られた場合に限りすることができる。

## 第5条(身上配慮の義務)

乙は、本件後見事務を処理するに当たっては、甲の意思を尊重し、かつ、甲の身上に配慮するものとし、その事務処理のため、適宜甲と面接し、ヘルパー等日常生活援助者から甲の生活状況につき報告を求め、医師等医療関係者から甲の心身状態の説明を受ける等の方法によって、甲の生活状況及び健康状態の把握に努めるものとする。

## 第6条(証書等の保管等)

甲は乙に対し、本件後見事務処理のため必要と認める次の証書等を引き渡す。

## 記

1. 実印・銀行印、2. 印鑑登録カード、3. 預貯金通帳、4. 年金関係書類、5. キャッシュカード、6. 重要な契約証書、7. 保険証書、8. その他甲乙が合意したもの

2. 乙は甲から前項の証書等の引渡を受けたときは、その明細及び保管方法を記載した預かり証を作成して甲に交付する。引渡を受けた証書等は善良な管理者の注意義務をもって保管管理し、本件後見事務処理のために使用することができる。
3. 乙は、本契約の効力発生後に甲以外の者が前項記載の証書等を所持しているときは、その者からこれらの証書等の引渡を受けて自ら保管することができる。

#### 第7条(費用の負担)

乙が本件後見事務を処理するために必要な費用は、甲の負担とし、乙は、その管理する甲の財産からこれを支出することができる。

#### 第8条(報酬)

甲は、本契約の効力発生後、乙に対し、本件後見事務処理に対する報酬として毎月末日限り金7万円を支払うものとし、乙は、その管理する甲の財産からその支払を受けることができる。

2. 前項の報酬額が次の事由により不相当となった場合には、甲及び乙は、任意後見監督人と協議のうえ、これを変更することができる。
  - (1) 甲の生活状況又は健康状態の変化
  - (2) 経済情勢の変動
  - (3) その他現行報酬額を不相当とする特段の事情の発生
3. 前項の場合において、甲がその意思を表示することができない状況にあるときは、乙は、任意後見監督人の書面による同意を得てこれを変更することができる。
4. 第2項の変更契約は、公正証書によつてしなければならない。

#### 第9条(報告)

乙は、任意後見監督人に対し3か月ごとに、本件後見事務に関する次の事項について書面で報告する。

- (1) 乙の管理する甲の財産の管理状況
  - (2) 甲の身上監護につき行った措置
  - (3) 費用の支出、使用状況
  - (4) 報酬の収受
2. 乙は、任意後見監督人の求めがあるときは、前項にかかわらず速やかにその報告をする。

#### 第10条(契約の解除)

任意後見監督人が選任される前においては、甲又は乙は、いつでも本件契約を解除することができる。ただし、公証人の認証を受けた書面によつて行わなければならない。

2. 任意後見監督人が選任された後においては、甲又は乙は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、本契約を解除することができる。

#### 第11条(契約の終了)

本契約は、次の場合に終了する。

- (1) 甲又は乙が死亡又は破産したとき
- (2) 乙が後見開始の審判を受けたとき

(3) 甲が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき

## 第2章 死後の事務に関する委任契約

### 第12条(契約の趣旨)

委任者甲は受任者乙に対し、甲の死後の事務(「死後委任事務」という。)を委任し乙は受任する。

### 第13条(委任事務の範囲)

甲は乙に対し左記の事務を委任し、その事務処理のための代理権を付与する。

- (1) 死亡届、葬儀、埋葬に関する事務及び将来の供養に関する事務一切
- (2) 医療費、施設利用費、公租公課等債務の清算
- (3) その他身の整理、年金関係等の各種届に関する事務一切

### 第14条(費用の負担)

乙が本件死後委任事務を処理するために必要な費用は、乙の管理する甲の遺産からこれを支出するものとする。

### 第14条(解除)

甲及び乙はいつでも本章の契約を解除することができる。

[代理権目録を別紙として添付]

任意後見契約における委任事務の代理権は、以下の代理権目録で示される。ただし、不動産など重要な財産の売却などについては、任意後見契約の本文の中に記されている(第4条)。

附録第2号様式

### 代 理 権 目 録

1. 介護契約(介護保険制度における介護サービスの利用契約、ヘルパー・家事援助者等の派遣契約等を含む。)その他の関連福祉サービス利用契約の締結・変更・解除及び費用の支払等に関する事項
2. 要介護認定の申請及び認定に関する承認又は異議申立て
3. 福祉関係施設への入所に関する契約(有料老人ホームの入所契約等を含む。)の締結・変更・解除及び費用の支払等に関する事項
4. 福祉関係の措置(施設入所措置等を含む。)の申請及び決定に関する異議申立て
5. 医療契約並びに病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払等に関する事項
6. 甲に帰属するすべての財産(増加財産を含む。)並びにその果実の管理、保存

7. 金融機関とのすべての取引
8. 定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続
9. 日常生活に必要な生活費の管理及び物品の購入等に関する事項
10. 贈与若しくは遺贈(負担付の贈与若しくは遺贈を含む。)の受諾又は拒絶
11. 保険契約の締結・変更・解除並びに保険金の受領
12. 遺言書、登記済権利証、実印・銀行印、印鑑登録カード、預貯金通帳、年金関係書類、各種キャッシュカード、有価証券、建物賃貸借契約等の重要な証書等の保管及び各種の手続に関する事項
13. 住民票、戸籍謄抄本、登記事項証明書、その他の行政機関の発行する証明書の請求並びに受領に関する事項
14. 以上の各条項に関して生ずる紛争の処理に関し、裁判外の和解・仲裁契約並びに行政機関に対する不服申立て及びその手続の追行
15. 以上の各条項に関して生ずる紛争の処理に関し、弁護士に対して訴訟行為及び民事訴訟法第55条第2項の特別授権事項について授権すること
16. 以上の各事務に関する復代理人の選任、事務代行者の指定
17. 以上の各事項に関連する一切の事項

以上

#### 附録第2号様式

#### 任意後見監督人の同意(承諾)を要する旨の特約目録

甲に帰属する不動産(不動産の持分を含む)及び重要な動産の売却、これに対する担保権の設定その他の処分。

以上

# 総務大臣表彰受賞

加藤隆夫会長、本間秋光会員、大淵勝敏会員が、総務大臣表彰を受賞いたしました。  
受賞を心からお祝いを申し上げますと共に、今後益々のご発展をご祈念申し上げます。

## 加藤隆夫会長

### 「受賞者の言葉」

間もなく60周年を迎えようとする歴史有る北海道行政書士会の中で、制度発展の為に尽力されました本間秋光先生、大淵勝敏先生と同じくして、総務大臣表彰の栄誉に浴しましたことは、入会15年の私にとりまして光栄に耐えません。

これも、平成9年より北海道会の役員の一員として会務に携わり、諸先輩にご指導いただいた賜物と感謝申し上げます。

この受賞を今後の糧として、行政書士制度の前進と北海道会の発展に努力いたす所存でありますので皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、受賞の言葉といたします。

### 「行政書士歴」

平成5年3月1日	北海道行政書士会名簿登録(第93010206号)
平成5年3月1日	北海道行政書士会入会(第3784号)
平成9年5月31日から平成15年5月23日	北海道行政書士会 理事
平成15年5月24日から平成19年5月18日	北海道行政書士会 副会長
平成19年5月19日から	北海道行政書士会 会長

### 「顕彰事項」

平成14年5月23日	北海道行政書士会会長より表彰状授与(功労)
平成16年6月24日	日本行政書士会連合会会長より表彰状授与(功労)

## 大淵勝敏会員

### 「受賞者の言葉」

昭和53年1月北海道行政書士会に入会以来今年で30年になりますが、私の仕事の姿勢として先代から最後まで責任を持たない仕事はするなときつく言われ、それを守り通して行政書士の仕事に誇りを持ち日夜頑張っている一行政書士です。

総務大臣表彰受賞は私にとって重荷ですが受賞を汚さぬよう今後も一層努力する覚悟でありますので、皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

### 「顕彰事項」

平成5年5月28日	北海道行政書士会会長より表彰状授与(功労)
平成10年6月18日	日本行政書士会連合会会長より表彰状授与(功労)

# 総務大臣表彰受賞

## 本間秋光会員

### 「受賞者の言葉」

この度はからずも、平成20年度の総務大臣表彰の栄に浴する事となりました。

私にとりましては、まさに青天のへきれきであります。受賞によって、今改めて当時の役員時代を回想してみますに、経理部長の任期中二点ばかり強い印象として残っています。

一点は、当時の執行部より旅費の日当額を5千円から7千円に値上げの提案があり、審議において、経理部より強固な反対をして否決にしたことございました。

あと一点は誠意のない会費未納者に対しまして、はじめて訴訟和解で解決したことであります。その和解時、司法委員に立ち会っていただいた訳ですが、現在は私も札幌地裁の司法委員を拜命しているところであります。

この体験した二点は、北海道行政書士会の健全財政の確立の為の事業の一環として、であります。そんなことも、遠い思い出となりましたが、現在、北海道行政書士会は財政の安定し・健全な事業の運営と、北海道行政書士会の発展にご苦労されている加藤会長はじめ執行部の皆様、全道各支部役員の皆様に深甚なる敬意を表し受賞の言葉と致します。

### 「行政書士歴」

昭和52年 1月20日	北海道行政書士会名簿登録
昭和52年 1月22日	北海道行政書士会入会
昭和62年 6月 1日から平成11年 5月28日	北海道行政書士会 理事

### 「顕彰事項」

昭和49年11月30日	北海道知事表彰
昭和54年12月 1日	北海道知事表彰
昭和63年12月 2日	全国社会保険労務士会連合会会長表彰
平成 2年 9月11日	北海道行政書士会会長より表彰状授与
平成 5年12月 2日	全国社会保険労務士会連合会会長表彰
平成 6年 6月23日	日本行政書士会連合会会長より表彰状授与
平成 6年12月 1日	労働大臣表彰
平成 9年10月27日	社会保険庁長官表彰
平成 9年11月21日	札幌地方裁判所所長表彰
平成10年12月 2日	全国社会保険労務士会連合会会長表彰
平成12年 5月25日	北海道知事より感謝状授与
平成13年 2月22日	日本行政書士会連合会会長より表彰状授与
平成15年12月 2日	全国社会保険労務士会連合会会長表彰
平成17年 9月29日	財団法人日本調停協会連合会北海道支部支部長表彰
平成17年12月 2日	厚生労働大臣表彰
平成18年 9月22日	財団法人日本調停協会連合会会長表彰
平成18年10月19日	最高裁判所長官表彰
平成19年 3月30日	札幌地方裁判所所長表彰

# 平成20年度 総合法学講座(初級課程・中級課程)開講

研修委員会委員長 森 広靖

6月7日(土)、ホテルサンルート室蘭にて、北大法学研究科藤原教授による債権総論の講義が行われ、今年度も総合法学講座(初級課程)の各コースがスタートしました。

昨年度までに引き続き、北海道大学・小樽商科大学の教授・准教授、札幌弁護士会所属の弁護士の方々に講師にお招きし、財産法分野(Aコース)、家族法分野(Bコース)、企業法・行政法分野(Cコース)のコース別に基礎法学を研修していきます。

平成20年度は、Aコースは室蘭、Bコースは帯広、Cコースは旭川及び函館での開催となります。

本講座は今年度で開講から4年目を迎えることができました。単年度で複数コースを一括受講、あるいは3ヶ年掛けて各コースを履修するなど、会員の皆様にはそれぞれの目的意識のもと、意欲的・計画的に本講座を受講・活用していただいたものと考えております。

ところで昨年度は、平成17年の開講当初から本講座を単年度1コースの受講計画で履修した場合に、ABC全てのコースを修了できる年度(総合法各講座開講から3年目)にあたりました。

全コースを修了した会員の皆様が更なるレベルアップを図ることができるよう、本年度からABC全コースの修了者を対象とした「中級課程」をスタートさせました(これに伴い、平成17年から実施してきた講義形式の法学講座各コースは「初級課程」となります)。

去る6月28日に、札幌会場(ホテルエルム)にて、札幌弁護士会所属・中村弁護士(財産法Ⅰ)、小樽商科大学・齋藤由紀准教授(財産法Ⅱ)を講師にお迎えし、総合法学講座・中級課程初日の講義(演習)が行われました。中村弁護士による財産法Ⅰでは、参加者に事前検討課題が提示され、受講生には自主的に事前学習を行った上で出席していただきました。齋藤准教授には債務不履行・不法行為分野に関連して実際に起こった事例(判例)をもとに演習を展開していただきました。

中級課程では、事例・判例研究を通じた法的論点整理を行いながら、法的専門知識を習得・確認し、あるいは法的思考判断能力のブラッシュアップを図ることなどを狙いとしています。

そのため中級課程では、大学等での法律科目履修においても効果的とされる演習(ゼミ)方式を採用することとしました。参加者(受講生)は積極的なアウトプット作業(発言など)を行いながら(科目・講師によっては、指定されるテキストや提示される課題などを検討・事前準備した上で)受講することになります。

今後、私たち行政書士には、身近な街の法律家としてますます大きな役割・期待が寄せられてくるものと考えられます。

本講座を、(隣接ないし一般)法律専門職として求められる資質の維持・向上に役立てていただければ幸いです。

【ご注意】本年度の総合法学講座は、初級課程・中級課程いずれも受講申込は締め切っています



# 札幌市白石区介護予防フェアに参加しました

平成20年6月7日(土)札幌市白石区民センターで、白石区の介護4団体が主催する白石区介護予防フェアが開催されました。ほか後援団体が12団体参加しており、北海道行政書士会札幌支部も広報活動の一環で、そのうちの1団体として参加しました。

内容は、10時から11時まで札幌支部会員による「お金のこと、暮らしのこと」をテーマとした、年金、遺言・相続、養子縁組、死後事務委任契約等についての講演会が行われました。あわせて10時から14時までの間に、各団体のブースに開設された相談コーナーで、介護予防、介護、医療、歯科、認知症等についての相談に応じました。

北海道行政書士会札幌支部では、全7件の相談を受け、遺言や相続手続、後見制度についての相談が多く、中には認知症高齢者介護施設内での問題についての相談もありました。



講演会の様子



相談コーナーの様子



会場の様子

# 日本行政書士会連合会 総会が開催されました

平成20年6月19日20日、新潟県新潟市朱鷺メッセに於いて、日本行政書士会連合会 総会が開催されました。北海道会からの21件を含む全単体会合計147件の質問・要望が提出されました。日程上の都合により、再質問は各自1分間と制限されたので、なかなか議論

がかみ合わない部分もありました。

会場には、中越沖地震のパネル展示もあり、悲惨な罹災現場を再確認いたしました。また偶然かもしれませんが、前週の6月14日は岩手宮城内陸地震があり、改めて自然災害の凄まじさを感じました

## 事務局の夏期休暇のお知らせ

8月13日(水)・14日(木)・15日(金)





<sup>よしだ</sup> <sup>こういち</sup>  
**吉田 幸一** 昭和37年5月30日生  
札幌支部 平成20年5月1日入会  
事務所 札幌市東区北42条東1丁目1番21号  
第3田中マンション1階 5号室  
TEL 011-711-4040  
FAX 011-711-4040

〈コメント〉

新入会員の吉田(45歳)です。公正誠実に職務を行なっていくつもりでおります。どうぞよろしく申し上げます。



<sup>かなざわ</sup> <sup>りゅうじ</sup>  
**金沢 竜二** 昭和45年8月12日生  
札幌支部 平成20年5月1日入会  
事務所 札幌市白石区栄通7丁目4番13-205号  
TEL 011-856-3323

〈コメント〉



<sup>やまもと</sup> <sup>ふみお</sup>  
**山本文夫** 昭和17年2月28日生  
札幌支部 平成20年5月1日入会  
事務所 札幌市清田区真栄4条1丁目11番11号  
TEL 011-885-1040  
FAX 011-885-1040

〈コメント〉

金融機関で培った経験を頼りに開業しました。当面二足の草鞋となりますが補助格闘をモットーにがんばります。宜しくお願い申し上げます。



<sup>はざわ</sup> <sup>まよ</sup>  
**萩原 麻代** 昭和54年6月16日生  
札幌支部 平成20年5月1日入会  
事務所 札幌市北区あいの里4条5丁目12番18号  
TEL 011-778-1455  
FAX 011-778-1455

〈コメント〉

人生経験が浅く未熟な点が多々ありますが、行政書士としてヒトの役に立てるよう日々精進していきたいと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。



<sup>ほそき</sup> <sup>くにあき</sup>  
**細木 邦昭** 昭和16年1月5日生  
札幌支部 平成20年5月1日入会  
事務所 札幌市北区篠路6条5丁目8番17号  
TEL 011-771-2573  
FAX 011-771-2573

〈コメント〉



<sup>ながしま</sup> <sup>やすこ</sup>  
**長島 靖子** 昭和49年7月6日生  
札幌支部 平成20年5月1日入会  
事務所 札幌市白石区川北3条3丁目8番16号  
TEL 011-555-5656  
FAX 011-871-4911

〈コメント〉

平成20年5月1日付で行政書士登録されました。多くの方に必要とされる行政書士を目指し頑張ります。



<sup>ひらま</sup> <sup>たけし</sup>  
**平間 丈嗣** 昭和54年6月29日生  
旭川支部 平成20年5月1日入会  
事務所 旭川市神居3条8丁目2番15号  
TEL 0166-62-8023  
FAX 0166-60-2330

〈コメント〉

5月より北海道行政書士会に入会しました。旭川支部所属の平間です。今後は、いろいろなことに挑戦し、日々勉強に努めたいと考えております。ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。



<sup>すみ</sup> <sup>まゆみ</sup>  
**角 真弓** 昭和38年1月28日生  
札幌支部 平成20年5月1日入会  
事務所 千歳市北斗3丁目11番5号  
TEL 0123-27-5187  
FAX 0123-27-5215

〈コメント〉

これまでの社会保険労務士業と併せて、更に幅広いサービスを提供できる様努力したいと思います。ご指導の程よろしくお願い申し上げます。



<sup>いしかわ</sup> <sup>かつひろ</sup>  
**石川 勝弘** 昭和34年1月18日生  
旭川支部 平成20年5月1日入会  
事務所 留萌市旭町2丁目3番9号  
コーポ三樹2F  
TEL 090-5956-5257  
FAX 0164-43-3635

〈コメント〉



<sup>くりう</sup> <sup>けんいち</sup>  
**栗生 賢一** 昭和19年8月14日生  
札幌支部 平成20年5月1日入会  
事務所 札幌市厚別区厚別南2丁目16番13号  
TEL 011-894-7013  
FAX 011-894-7013

〈コメント〉

社会情勢が複雑・多様化する現代において、行政書士の役割も重要かつ不可欠なものになると考えます。「倫理綱領」を胸に刻み、地域に密着した業務を進めてまいります。

# NewFace 新入会員



<sup>おち</sup>越 <sup>あつこ</sup>智 敦子 昭和35年4月27日生  
 札幌支部 平成20年5月1日入会  
 事務所 札幌市北区北26条西15丁目4番11号  
 TEL 090-6873-7610  
 FAX 011-757-7763

〈コメント〉  
 ささやかな社会貢献と子どもたちの未来を保證できるような力します。



<sup>ふるかわ</sup>のりお 古川 紀夫 昭和19年6月14日生  
 札幌支部 平成20年5月1日入会  
 事務所 札幌市西区西野11条9丁目19番2号  
 TEL 011-665-0982  
 FAX 011-665-0982

〈コメント〉  
 次の人生目標に定めた行政書士の試験により合格して開業、信頼される街の法律アドバイザーを目標に頑張ります。



<sup>たかまつ</sup>きよひろ 高松 清廣 昭和23年2月7日生  
 日高支部 平成20年5月1日入会  
 事務所 浦河郡浦河町東町かしわ4丁目3番9号  
 TEL 0146-22-0153  
 FAX 0146-22-0153

〈コメント〉  
 長年行政に携わる者として、その経験を活かし地域と密着した中で、仕事を進めたい。



<sup>かなはし</sup>やすひろ 金橋 康裕 昭和28年6月5日生  
 釧路支部 平成20年5月1日入会  
 事務所 厚岸郡厚岸町光栄318番地  
 TEL 0153-52-5068  
 FAX 0153-52-5068

〈コメント〉  
 役場職員として、直接住民と関わる仕事に従事して30年勤務。地域住民と行政の間をつなぐ相談員を目指したい。



<sup>むらべ</sup>かんじ 村部 貫志 昭和46年8月15日生  
 札幌支部 平成20年5月1日入会  
 事務所 札幌市中央区南13条西6丁目4番13号  
 TEL 011-511-6727  
 FAX 011-511-6642

〈コメント〉



<sup>こにし</sup>ひろし 小西 弘 昭和16年5月11日生  
 旭川支部 平成20年5月1日入会  
 事務所 士別市東9条4丁目2番地  
 遠山建築設計事務所内  
 TEL 0165-23-4433  
 FAX 0165-23-4458

〈コメント〉



<sup>なかつほ</sup>まさよし 中坪 正芳 昭和24年1月16日生  
 札幌支部 平成20年5月1日入会  
 事務所 札幌市東区北33条東16丁目1番11号  
 三友ビル2F  
 TEL 011-785-2200  
 FAX 011-785-2201

〈コメント〉



<sup>すずき</sup>あつし 鈴木 淳 昭和47年12月20日生  
 函館支部 平成20年5月1日入会  
 事務所 函館市富岡町1丁目7番14号  
 TEL 0138-42-6727  
 FAX 0138-42-6845

〈コメント〉



<sup>ゆき</sup>ゆうすけ 遊佐 祐輔 昭和48年10月9日生  
 札幌支部 平成20年5月1日入会  
 事務所 札幌市豊平区平岸4条14丁目5番3-101号  
 TEL 011-841-9386

〈コメント〉



<sup>しまだ</sup>ふじお 嶋田 不二雄 昭和36年3月6日生  
 函館支部 平成20年5月1日入会  
 事務所 函館市日吉町2丁目17番18号  
 TEL 0138-85-6201  
 FAX 0138-85-6201

〈コメント〉  
 この度新入会いたしましたアトラス行政書士法人函館オフィスの嶋田と申します。諸先輩の方々のお力をお借りしながら、社会に貢献し、また行政書士の地位向上のため全力を尽くす所存でございますので、何卒よろしくお願いたします。

# NewFace 新入会員



<sup>ふくみつ</sup> <sup>けんじ</sup>  
**福光 健治** 昭和21年3月3日生  
札幌支部 平成20年5月1日入会  
事務所 札幌市南区篠舞5条1丁目9番17号  
TEL 011-596-5765  
FAX 011-596-5765

〈コメント〉

還暦を過ぎての開業ですが、皆様のご指導をいただきながら、がんばります。よろしくお願いたします。



<sup>にしきみ</sup> <sup>いちろう</sup>  
**錦見 一郎** 昭和26年1月11日生  
札幌支部 平成20年6月1日入会  
事務所 札幌市西区福井5丁目17番24号  
TEL 011-876-9056  
FAX 011-876-9056

〈コメント〉



<sup>なだ</sup> <sup>よしお</sup>  
**須田 芳夫** 昭和22年9月7日生  
空知支部 平成20年6月1日入会  
事務所 深川市広里町2丁目3番3号  
TEL 050-3570-5606  
FAX 0164-25-2816

〈コメント〉



<sup>ただ</sup> <sup>すすむ</sup>  
**多田 進** 昭和23年2月10日生  
旭川支部 平成20年6月1日入会  
事務所 上川郡東神楽町ひじり野南2条3丁目4番8号  
TEL 0166-68-5768  
FAX 0166-68-5768

〈コメント〉



<sup>たかしみず</sup> <sup>めぐみ</sup>  
**高清水 恵** 昭和37年10月9日生  
函館支部 平成20年6月1日入会  
事務所 函館市山の手2丁目38番18号  
TEL 0138-85-6611  
FAX 0138-85-6600

〈コメント〉

気軽に相談できる身近な存在となり、「行政書士に頼んで良かった」と依頼者に喜んでいただくことを目指します。



<sup>たにぐち</sup> <sup>ちなみ</sup>  
**谷口 千波** 昭和46年8月10日生  
札幌支部 平成20年6月1日入会  
事務所 札幌市北区篠路2条3丁目2番27号  
TEL 011-773-3135

〈コメント〉



<sup>かなざわ</sup> <sup>みきお</sup>  
**金澤 幹雄** 昭和23年2月3日生  
札幌支部 平成20年6月1日入会  
事務所 北広島市里見町7丁目1番地158  
TEL 011-372-2627  
FAX 011-372-2627

〈コメント〉



<sup>しもしげ</sup> <sup>けんじ</sup>  
**下重 建治** 昭和21年7月11日生  
函館支部 平成20年6月1日入会  
事務所 北斗市常盤2丁目1番13号  
TEL 0138-73-0360  
FAX 0138-73-0360

〈コメント〉

本年6月に念願の行政書士新規登録ができました。今後は、諸先輩方のご指導を得ながら業務を行いたく思っておりますので、よろしくお願いたします。



<sup>しんどう</sup> <sup>ひろぶ</sup>  
**進藤 博宣** 昭和24年9月25日生  
網走支部 平成20年6月1日入会  
事務所 紋別郡滝上町字滝ノ上市街地3条通3丁目1番地  
TEL 0158-29-3783  
FAX 0158-29-2526

〈コメント〉

当地滝上町は人口3,000人世帯数1,000件の小さな町です。仕事の量は多くは望めません。しかし私の知人は多い訳ではなく、掘り起こして仕事を捜すには多くの行事や集会に参加して知人を多く知ることが出発だと思っております。



<sup>やまもと</sup> <sup>よしひこ</sup>  
**山本 義彦** 昭和19年2月27日生  
札幌支部 平成20年6月1日入会  
事務所 札幌市中央区宮の森2条5丁目2番29号  
TEL 011-631-8084  
FAX 011-631-8084

〈コメント〉



<sup>てが</sup> <sup>しゅういち</sup>  
**手塚 秀一** 昭和30年10月31日生  
旭川支部 平成20年6月1日入会  
事務所 旭川市花咲町4丁目2272番地の41  
TEL 0166-53-9007  
FAX 0166-53-9007

〈コメント〉

# 会議開催状況 <5~6月>

## < 理事会・常任理事会・正副会長会 >

会議名	開催年月日	会場	主な議題
第2回常任理事会	平成20年 5月 22日	本会会議室	①報告事項 (1)日行連関係 (2)各部からの報告 ②協議事項 (1)定時総会の運営と進行について (2)定時総会の質問・要望事項に対する回答について (3)当面する課題について (4)その他
第1回正副会長会	平成20年 5月 22日	本会会議室	(1)当面する課題について (2)その他
第3回常任理事会	平成20年 5月 24日	本会会議室	①協議事項 (1)平成20年度事業計画の推進について (2)理事会付議事項について (3)当面する課題について (4)その他
第1回理事会	平成20年 6月 6日	ホテルエルム	①報告事項 (1)日行連関係 (2)各部からの報告 ②協議事項 (1)平成20年度事業計画の推進について (2)その他

## < 部会 >

会議名	開催年月日	会場	主な議題
第1回総務部会	平成20年 5月 22日	本会会議室	

## < 委員会 >

会議名	開催年月日	会場	主な議題
第2回会報編集委員会	平成20年 5月 1日	本会会議室	
第2回ホームページ運営委員会	平成20年 5月 1日	本会会議室	
第2回登録調査委員会	平成20年 5月 7日	本会会議室	登録調査 新規11名、変更7名
第3回会報編集委員会	平成20年 5月 14日	本会会議室	
第3回ホームページ運営委員会	平成20年 5月 21日	本会会議室	
第1回研修委員会	平成20年 5月 27日	本会会議室	
第4回会報編集委員会	平成20年 5月 28日	本会会議室	
第3回登録調査委員会	平成20年 6月 4日	本会会議室	登録調査 新規4名、変更6名
第4回ホームページ運営委員会	平成20年 6月 5日	本会会議室	
第1回ADR委員会	平成20年 6月 5日	本会会議室	
第2回綱紀委員会	平成20年 6月 16日	リンケージプラザ	
第5回ホームページ運営委員会	平成20年 6月 18日	本会会議室	
第1回高度情報化対応委員会	平成20年 6月 20日	本会会議室	
第5回会報編集委員会	平成20年 6月 24日	本会会議室	
第1回会則改正検討委員会	平成20年 6月 28日	本会会議室	

# ご逝去

ここに謹んで、  
ご冥福をお祈りします。

旭川支部 三〇七六番

湯浅 武

去る平成二十年五月七日にて永眠

(享年八十六歳)

空知支部 二七八九番

小沼 一馬

去る平成二十年五月十日にて永眠

(享年八十三歳)

函館支部 一〇〇六番

竹原 一行

去る平成二十年五月十八日にて永眠

(享年七十二歳)

網走支部 二三五三番

尾川 正

去る平成二十年六月十一日にて永眠

(享年七十八歳)

札幌支部 三九九四番

種物谷 清次

去る平成二十年六月三十日にて永眠

(享年七十五歳)



## 編集後記

北海道洞爺湖サミットが7月7日から7月9日まで開催されました。主要テーマが地球環境問題だった事もあり、皆様の周りでも「エコ(ECO)」の文字を目にする機会が多いのではないのでしょうか。そして、もう一つ最近多く目にするのは食品関係の偽装問題です。1年強前に発覚したミートホープ事件から、次々と明らかになってきたこの偽装問題ですが、最近は少し落ち着いてきたのかなと思っていたところに、うなぎの産地偽装や飛騨牛の偽装表示と続けざまに新たな問題が発覚しました。これらの問題に対して、行政の指導や審

査基準の引き上げなどが重要だと言われていますが、結局は食品に携わる方々のモラルの問題ではないでしょうか。消費者の事を考えない食品業者のわがまま、つまり「エゴ」がいくつもの問題を引き起こしているように思います。食品問題に関わらず、私達の日常生活では「エゴ」ではなく「エコ」を心がけるようにしていきたいですね。

最後に、暑さが続くこの時期ですが皆様、熱中症や食中毒などに気をつけた体調管理をなさってご自愛下さい。

2008. 7. 第290号

平成20年7月25日発行

発行人：加藤 隆夫

編集人：松井 隆文

発行所：北海道行政書士会

印刷所：(株)スリーエス印刷

郵便番号 060-0001

札幌市中央区北1条西10丁目1番4号

北1条サンマウンテンビル5階

TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138

取引銀行 北海道銀行本店 (当19116)

北洋銀行本店 (普0742651)

北洋銀行札幌南支店 (普0570344)

札幌銀行本店 (普389444)

振替口座 02730-0-8224番

## 会員数の概要

総会員数				前年同月比	前月比
1,504 (個人1,495・法人9)				+ 38	+ 5
男性	1,366	女性	129		

平成20年6月末現在

次号の記事の締切は8月末です。

平成20年度

# 行政書士試験

ネットで申し込めるから  
便利だね。



試験案内及び  
受験願書の配布期間

必着

平成20年  
郵送配布 8/4月~29日金

平成20年  
窓口配布 8/4月~9/5日金

宛先：〒100-8779 郵便事業(株)郵便支店留(財)行政書士試験研究センター  
配布場所：各都道府県庁、各都道府県行政書士会他

受験願書受付期間

平成20年 当日消印有効

郵送配布 8/4月~9/5日金

平成20年

インターネット配布 8/4月~9/2日火

合格発表表

平成21年 1/26日

受験資格

年齢、学歴、国籍等に  
関係なく、だれでも  
受験することができます。

総務大臣指定試験機関 財団法人行政書士試験研究センター

TEL 03-5251-5600 (試験案内専用電話) <http://gyosei-shiken.or.jp>

表紙の写真



北海道遺産  
Hokkaido Heritage

## ワッカ/小清水原生花園

北見市・小清水町

ワッカ原生花園は「龍宮街道」と呼ばれる日本最大の海岸草原です。オホーツク海とサロマ湖に面し、春から秋には300種以上の草花が咲き誇ります。車の乗り入れ規制や地元漁協による植林など先駆的な試みを展開。小清水原生花園は一時期、花が衰退しましたが、平成5年より野焼きや球根の植栽、帰化植物の除去を行い、花のあふれる公園によみがえりました。後背部の濤沸湖沿いにあるヒオウギアヤメ群落とそこに放牧される馬の群れは特有の景観です。